診療所（無床）開設手続き（法人）

足立区内で診療所・歯科診療所を開設するときは、足立保健所へ許可申請、届出が必要です。なお、開設者変更（個人→法人、別法人へ変更）の場合も新規開設の手続きになります。

開設手続きの流れ

施設の事前相談 （図面をお持ちのうえ、必ず施設の着工前に保健所へご相談ください）

↓

法人認可、定款変更（東京都医療安全課医療法人担当　TEL　03-5320-4426）

※時間がかかる場合がありますので早めに手続きを進めてください。

↓

法人登記（法務局）

↓

開設許可申請手続・・・**①開設許可申請（手数料 19,000 円）**

↓

実地検査　　※工事が完了し、引き渡し後に行います。開設届収受後に行う場合もあります。

↓

開設届の提出・・・・・・・・・**②診療所開設届　③診療用エックス線装置備付届**

※③はエックス線装置を設置された場合のみ。設置後 10 日以内に提出

↓

許可書・副本等の交付 （実地検査および開設届収受後、原則2営業日後の午後以降）

↓

保険医療機関の指定申請・保険診療開始
（関東信越厚生局東京事務所　※裏面参照）

保険診療手続き・提出期限について、事前に厚生局へご確認ください

必要書類

①診療所開設許可申請

		部数	備考
1	診療所開設許可申請書	2	
2	法人の定款および登記事項証明書	2	登記は発行から6か月以内のもの。一部は写しでも可。
3	土地および建物の登記事項証明書	2	発行から6か月以内のもの。一部は写しでも可。 ビルの一部を賃貸する場合は土地の登記事項証明書は省略可
4	賃貸契約書の写し （土地または建物を賃借する場合）	2	原則、所有者と直接契約
5	敷地の平面図	2	ビルの一部を使用する場合はそのフロア全体の平面図
6	診療所の平面図	2	縮尺 1/100 以上のもの
7	案内図	2	

※申請時や実地検査時に、管理者の確認のため本人確認書類（運転免許証等）をご用意ください。ご協力をお願いいたします。

②診療所開設届　以下の書類を添付し、開設後 10 日以内に提出

		部数		備考
		原本	写し	
1	診療所開設届	2		
2	管理者の医師または歯科医師免許証	○	2	原本は照合後、返却します
	臨床研修修了登録証 （医師：平成 16 年 4 月以降に免許取得した方） （歯科医師：平成 18 年 4 月以降に免許取得した方）	○	2	
3	管理者が法人の理事と分かる書類（議事録等）	2		
4	管理者の職歴書 （正本のみ顔写真を添付）	2		☆管理者は常勤です ＊やむをえず、他の医療機関での勤務を継続する場合はご相談下さい。
5	診療に従事する医師または歯科医師免許証	不要	2	
	臨床研修修了登録証 （医師：平成 16 年 4 月以降に免許取得した方） （歯科医師：平成 18 年 4 月以降に免許取得した方）	不要	2	
6	業務に従事する助産師・薬剤師の免許証	不要	2	

③診療用エックス線装置備付届　以下の書類を備付後 10 日以内に提出

		部数	備考
1	診療用エックス線装置備付届	2	管理者名での届出となります
2	エックス線診察室放射線防護図 平面図	2	縮尺 1/50 以上のもの
	立体図	2	
3	漏洩線量測定報告書	2	

※診療用エックス線装置備付届（添付書類含む）は、１台ごとに届出が必要です

＜お問い合わせ先＞　足立区足立保健所　生活衛生課　医薬衛生係
東京都足立区中央本町１－５－３　ＴＥＬ03-3880-5362（直通）
メール iyaku@city.adachi.tokyo.jp

≪保険医療機関の指定申請窓口≫
関東信越厚生局東京事務所
〒163-1111 東京都新宿区西新宿 6 丁目 22-1
新宿スクエアタワー11 階 （東京メトロ西新宿駅徒歩 7 分）
審査課代表　TEL03-6692-5119　FAX03-6698-5447